

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県森林法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	2
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要（経営支援課）	2
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	2
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部会計課）	2

規 則

高知県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月2日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第68号

高知県森林法施行細則の一部を改正する規則

高知県森林法施行細則（昭和50年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

第2条第1項を次のように改める。

政令第2条の3各号の土地の面積には、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為（以下この条において「形質の変更」という。）を行う土地の周辺部に残置される森林の面積及び開発行為の許可を要しない土地において形質の変更を行う土地の面積を含まないものとする。この場合において、政令第2条の3第1号の土地の面積には、同号に掲げる行為により新設又は改築をされる道路の路面の面積のほか、当該道路の法面等の面積を含むものとする。

第2条第2項中「第2条の3に規定する」を「第2条の3第1号に掲げる」に、「行為は、」を「行為には、一体として行われる」に改め、「土地の」を削り、「をいう」を「とする」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2条の3に規定する」を「第2条の3第1号の」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 政令第2条の3第2号に掲げる太陽光発電設備の設置を目的とする行為には、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含むものとする。

第4条第1項中「第4条に規定する」を「第4条第1号に掲げる」に改め、同条第2項中「第4条に規定する」を「第4条第1号に掲げる」に改め、同項第2号中「明示するのに必要な県の境界、」を「明示するために必要な範囲内の県及び」に、「又は」を「及び」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 省令第4条第2号に掲げる計画書の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 開発行為に係る事業又は施設の名称
- （2） 開発行為をしようとする森林の面積
- （3） 現況図（別表に定める基準により作成したものに限り。次号から第8号までにおいて同じ。）
- （4） 利用計画図
- （5） 流域現況図
- （6） 法面の断面図並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- （7） 防災施設等設計図及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。第11号において同じ。）
- （8） 建築物等の概要図
- （9） 残置する森林又は造成する森林若しくは緑地の地番及び面積並びにこれらの維持管理方法
- （10） 造成する森林又は緑地の植栽樹種、植栽本数等
- （11） 開発行為の施行工程
- （12） 開発行為に要する資金の額及びその調達方法
- （13） 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
- （14） 利用後の原状回復方法（一時的利用の場合に限る。）
- （15） 防災施設の維持管理方法（開発行為完了後の維持管理方法についても記載すること。）
- （16） 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

4 省令第4条第6号に掲げる開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、開発行為をしようとする者に係る次に掲げる書類とする。ただし、当該資力等を確認することができる時知事が認めるときは、当該書類以外の書類をもって代えることができる。

（1） 資金計画書（資金計画の内容を省令第4条第2号に掲げる計画書に記載する場合は、当該計画書をもって代えることができる。）

（2） 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等を添付すること。）

（3） 貸借対照表、損益計算書その他の法人の財務状況及び経営状況を確認することができる資料

（4） 納税証明書

（5） 事業経歴書（必要に応じて、一定の期間を定め、当該期間内の経歴とすることができる。）

（6） 定款及び登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）

（7） 住民票の写し（個人が申請する場合に限る。）

（8） 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

第5条の見出し中「の様式」を削り、同条中「第4条第2号」を「第4条第3号」に、「別記第2号様式」を「知事が別に定める様式」に改め、「別記第3号様式による」を削る。

第6条第1項中「及びこの規則」を「又はこの規則（第8条第1項に限る。）」に、「提出部数は、正副2通」を「部数は正本1部及び副本2部（開発行為に係る施行地が2以上の市町村の区域にわたるときにあっては、当該市町村の数に1を加えた部数）とし、この規則（同項を除く。）の規定により知事に提出する書類の部数は正本及び副本各1部」に改める。

第7条第1項中「別記第4号様式」を「速やかに知事が別に定める様式」に改め、同条第3項中「に届け出なければ」を「が別に定める様式による災害発生届出書を知事に提出しなければ」に改め、同条第4項中「別記第5号様式」を「知事が別に定める様式」に改める。

第8条の見出し中「届出等」を「申請等」に改め、同条第1項中「省令第4条に規定する申請書」を「知事が別に定める様式による林地開発変更許可申請書」に、「添付書類（第4条に規定する位置図等に準ずる書類とする。）」を「省令第4条各号に掲げる書類」に改め、同条第2項中「及び添付書類」を削り、「別記第6号様式」を「知事が別に定める様式」に改め、同条第3項中「別記第7号様式」を「知事が別に定める様式」に改め、「別記第8号様式による」を削る。

第9条第1項中「別記第9号様式」を「速やかに知事が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第10号様式」を「速やかに知事が別に定める様式」に改め、「速やかに」を削る。

第11条中「、開発行為」を「、開発行為の期間中、当該開発行為」に、「別記第11号様式」を「知事が別に定める様式」に改める。

第12条中「別記第12号様式」を「別記様式」に改める。

別記第1号様式から別記第11号様式までを削り、別記第12号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第477号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和6年8月2日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
浮津松本歯科ク 室戸市浮津二番町124 令6・7・1
リニック

かえるくりにつ 南国市岡豊町常通寺島335番地 // // //
く 3

高知県告示第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月2日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第2項の規定により聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示

令和6年5月高知県告示第382号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドン・キホーテ高知店

高知市東雲町6ほか

3 意見の概要

（1）令和5年11月15日に開催された地元説明会では、北側出入口が面する市道について、「地元住民の生活道であり、道幅が狭く、通勤・通学・通園に使用しているため、渋滞すると危険であり、安全面を考慮して、出入口の設置を見直して欲しい。」という住民の声が多数あり、「朝8時前後の通勤時間帯の交通量をはじめ、開店後にどれほど交通量が増えて危険であるのか調査してもらいたい。」との要望もされていた。

しかし、令和6年5月高知県告示第382号に係る届出では、北側出入口を設置する計画となっており、通行量調査も令和5年6月25日及び26日の12時台及び17時台のデータだけ

に基づいた内容であるなど、上記の要望に応えない不誠実なものであった。

また、令和6年6月25日に開催された説明会でも、地元の不安や心配の声は全く配慮されていなかった。

（2）北側出入口における来退店経路は、東側から来退店する形のみになっており、西側から来退店する車等の経路を示していない。

北側出入口から東側へ右折退店した先にある交差点までは距離が短く、交差する南北の道路の交通量が多いため、交差点を右折しようとする車があればすぐに渋滞し、ピーク時は、北側出入口から来退店する車と一般車、地元住民の車で大渋滞になり、交通事故がおきる危険度が高くなる。

仮に、北側出入口に交通整理員を常時配置したとしても、西側からの来退店を防ぎようがない。

以上の理由から、交通安全の観点から北側出入口は設置しないでいただきたい。

高知県告示第479号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年8月2日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町奥大田宇大野584の4、584の6、584の14、梶ヶ内宇小次郎谷1175の1、宇前谷1181の2、字カナアノヲ1189の2、1189の10

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及

び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年8月2日

高知県警察本部長 高清水 善弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通安全施設用回線 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社京三製作所大阪支社 大阪府大阪市北区浪花町14番25号 KR D天六ビル
- 5 落札金額
月額 1,431,463円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和6年5月7日